

■要介護・要支援認定の申請

○以下の①又は②の方で、介護保険のサービスを受けたい方は、「要介護・要支援認定申請書」により申請して下さい。

- ①65歳以上の方
- ②40～64歳で、特定疾病(初老期の認知症、脳血管疾患など老化に伴う病気等)の対象の方

○申請がありましたら、身体状況の調査等を行い、宮古地区介護認定審査会が審査します。

○審査に基づき、「要支援1～2」あるいは「要介護 1～5」のいずれかの認定を受ければ、介護保険のサービスが利用できます。

■相談について お問い合わせ・申請・相談は、以下の居宅介護支援事業者でもお受けしています。

	事業所名称	電話番号	住所
1	あお空居宅介護支援センター	63-5519	向町2-34
2	かがやきケアセンター	65-0343	磯鶏西6-14
3	居宅介護支援事業所 ファミリー	65-7288	山口2丁目3-13
4	居宅介護支援事業所 メディケア	63-5217	崎鉾ヶ崎1-11-26
5	居宅支援センターあすも	77-5522	大通3-6-51
6	ケアプランセンター ほっとはーと	64-0606	田の神1-2-31
7	JAライフサポート介護支援センターみやこ	71-2213	千徳町5-37
8	指定居宅介護支援事業所ケアセンターみやこ	65-8513	栄町5-31
9	指定居宅介護支援事業所サンホームみやこ	62-7011	崎鉾ヶ崎4-1-20
10	指定居宅介護支援事業所ほほえみ	64-1515	崎鉾ヶ崎9-39-27
11	心生会指定居宅介護支援事業所	76-2300	川井2-24-3
12	新和会指定居宅介護支援センター	62-3103	山口5丁目3-20
13	新里紫桐会居宅介護支援事業所	77-3857	茂市1-124-2
14	ニチイケアセンター宮古	71-2188	太田1丁目2-3
15	ハートランド宮古居宅介護支援事業所	77-5817	実田2丁目5-12
16	福寿草指定居宅介護支援事業所	63-6100	松山8-71-5
17	ふれあい荘在宅介護支援センター	88-1203	田老字養呂地6-2
18	宮古社会福祉協議会 宮古居宅介護支援事業所	64-5056	小山田2丁目9-20
19	宮古社会福祉協議会 新里居宅介護支援事業所	79-1030	茂市1-115-4
20	宮古社会福祉協議会 かわい居宅介護支援事業所	76-2310	川井2-165
21	宮古第一病院指定居宅介護支援事業所	71-2265	保久田8-37
22	ゆうゆう居宅介護支援事業所	77-3106	八木沢5-85-1

※施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設 等)に入所している方については、施設も申請を代行できます。

詳しくは施設へご確認下さい。

■申請の際に以下の書類等を用意して下さい

	申請にあたっての必要書類	
	65歳以上の方	40歳から64歳の方
介護保険 要介護・要支援認定申請書	必 要	必 要
介護保険の保険証	必 要	不 要 (但し、介護保険の保険証を持っている方は提出して下さい)
医療保険の保険証	必 要	必 要 (コピーをとりますので保険証をお持ち下さい)

■訪問調査・認定

○宮古市から委託された調査員が、申請者の身体状況の調査を行うため、あらかじめご連絡のうえ、伺いします。

○原則として、申請から30日以内に、認定結果をお知らせします。

- ・「非該当(自立)」と認定された方は介護保険のサービスは受けられませんが、介護保険とは別に宮古市がサービスを用意しています。(詳しくはお問い合わせ下さい)
- ・「要支援1～2」あるいは「要介護1～5」と認定された方は、限度額を目安に介護保険のサービスを利用できます。
- ・サービスの利用にあたっては、介護支援専門員等と共に介護サービス計画書を作成する必要があります。詳しくは上の表の居宅介護支援事業者又は市役所介護保険課へお尋ね下さい。

■その他

- 「要支援1～2」あるいは「要介護1～5」の認定有効期間は、原則として6ヶ月です。続けて介護保険のサービスを利用したい方は、更新申請を行う必要があります。
- 認定有効期間内でも、身体の状況が大きく変わった場合は区分変更申請をすることができます。
- 介護保険料を滞納すると、介護保険のサービスを受ける際に制限を受ける場合があります。